

福宗環境センターリサイクルプラザスチール缶圧縮成型品売却（単価契約）

- １．品名 資源化成果品
 - ２．製品 スチール缶圧縮成型品
 - ３．搬出期間 令和７年１０月１日 から 令和８年３月３１日 まで
 - ４．搬出予定数量 （参考値）
スチール缶圧縮成型品
搬出期間の予定数量 約１０８ｔ （約１８ｔ／月×６ヶ月）
【令和６年１０月～令和７年３月 実績量】
１日（１回）あたりの予定数量 約２．７ｔ
１日（１回）あたりの個数 約 ８０個
 - ５．製品の規格
スチール缶圧縮成型品（１個あたり）
寸法：３５０ｗ＊６５０Ｌ＊１９０ｈ 重量：約３４ ｋｇ
純度：８５％以上（重量比）
（保証値ではありません。若干の異物混入あり）
 - ６．搬出場所
福宗環境センター リサイクルプラザ
大分市大字福宗６１８番地 T E L 097-588-0113
 - ７．搬出日
１)月曜日から土曜日の週６日間とする。
２)**リサイクルプラザの運転計画による市担当者の搬出依頼に従い、遅滞なく資源化成果品を搬出すること。**
３)基本的に祝祭日は、プラントを運転する。
 - ８．搬出時間
８時３０分～１６時３０分（１２時～１３時は除く）
搬出は随時行なうものとし、上記４．５．に基づき何時でも搬出できる体制をとること
 - ９．搬出方法
搬出者はいかなる事情が生じてても、リサイクルプラザの操業に支障をきたさないよう随時搬出をするものとする。
１) １回あたりの搬出量は確約されたものではなく、プラントの運転状況により多寡が生じることがあるが、指定した時間（回数）に搬出すること。
２) 搬出車両は製品の性状に応じて適正な車両を使用し、飛散、落下防止等の処置を講ずること
３) 必ず工場職員（委託職員）立会いのもと指示に従い、搬出すること

- 4) 搬出については、製品ごと（車両ごと）にリサイクルプラザで計量を行い、計量伝票を取ること

10. 補償事項

- 1) 本工場内で作業中及び輸送中に施設を損傷させた場合は、搬出者の負担と責任において直ちに復旧・修復を行うこと
- 2) 圧縮成型品用のパレットは、市の方で用意しますので、必ず返却すること。なお、紛失した場合は、その数を補償すること

11. その他

- 1) 搬出作業にあたっては、他の収集車や搬出車等の業務に支障がないようにすると共に荷物の落下や事故等がないよう十分に注意すること。
また、他の車両等との事故については、当事者間で解決すること
- 2) 不正を行なった場合、指定の日時に搬出できずリサイクルプラザの操業に著しく悪影響を与えた場合、指示した事項について改善される見込みがないと判断される場合は、本契約を解除できるものとする
- 3) 搬出数量が本仕様書の予定数量に達しない場合、若しくは超過した場合においても、契約期間の満了をもって打ち切りとする
- 4) 支払いは、搬出数量を月締めで集計し、月ごとに処理する（翌月払い）
- 5) 履行期間中に市場価格の変動等を理由とする単価、期間の変更契約は原則として行わないものとする。また、履行不能届の提出があったものは指名停止を行うものとする
- 6) 本仕様書について疑義が生じた場合には、協議の上解決するものとする